

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該休日に當たるときは、その翌日)

鳥取県告示第二百七十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十二年四月十三日

鳥取県知事 片山 善博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	規格	生産業者の名称及び住所
鳥取県第 五一四号	鳥取県第 肥 料	鳥取県第 混 合 有 機 質	鳥取県第 F. F. P.	鳥取市弥生町二〇六	平成九年四月十七日から 平成十二年四月十六日まで
鳥取県第 四九五号	鳥取県第 混 合 有 機 質	鳥取県第 五二八号	鳥取県第 肥料三号	社団法人境港水産加工汚 水處理公社	平成九年七月一日から 平成十二年六月三十六日まで
鳥取県第 四三四号	鳥取県第 料 粉 末	鳥取県第 五一〇号	鳥取県第 肥料二号	境港市昭和町二二一九	平成九年七月二十五日から 平成十二年七月二十四日ま
鳥取県第 四九五号	鳥取県第 甲殻類質肥	鳥取県第 四一〇号	鳥取県第 肥料一號	農事組合法人米子葉たば こ堆肥生産組合	平成十五年六月三十日まで
鳥取県第 四九五号	鳥取県第 蒸製魚鱗及 びその粉末	鳥取県第 四一〇号	鳥取県第 肥料一號	米子市大篠津町三一九七	平成十九年五月十三日から 平成二十三年五月十二日まで
鳥取県第 五一四号	鳥取県第 カニ殻ペレツ	鳥取県第 四一〇号	鳥取県第 肥料一號	米子市岡成五八五一	平成十五年七月二十五日から 平成二十二年七月二十四日ま
鳥取県第 五一四号	りん 酸 全 量	鳥取県第 四一〇 のとおり	鳥取県第 肥料一號	のとおり	のとおり
鳥取県第 五一四号	りん 酸 全 量	鳥取県第 四一〇 のとおり	鳥取県第 肥料一號	公定規格	公定規格
日本キレート株式会社	境港市昭和町二二一三二	有限会社杜宝水産	株式会社ワイ・オーケー	農事組合法人米子葉たば こ堆肥生産組合	平成十九年七月二十五日から 平成二十二年七月二十四日ま
島根県安来市柿谷町一	社團法人境港水産加工汚 水處理公社	境港市昭和町二二一三二	米子市大篠津町三一九七	農事組合法人米子葉たば こ堆肥生産組合	平成十五年六月三十日まで
平成十三年八月十日まで	平成十三年八月十日から	平成十六年六月二日まで	平成十六年七月四日から	平成十九年五月十三日から	平成十五年七月一日から

鳥取県第 五〇四号	鳥取県第 五三三号	鳥取県第 五二六号	鳥取県第 五二五号	鳥取県第 五一六号	鳥取県第 五一五号	鳥取県第 肥料	副産動物質 肥料	九副産動物質 肥料	空素全量 肥料	九〇
肥料 混含有機質	乾燥菌休肥 料	蒸製魚鱗及 びその粉末	魚かす粉末	肥料 副産動物質	肥料	蒸製毛粉	一二蒸製毛粉	空素全量	十二〇	ク
質肥料 水産混合有機	水産乾燥菌休 ベレット	魚鱗粉末肥料	魚かす粉末肥 料	チ	フィッシュリッ ク	空素全量	空素全量	空素全量	十二〇	ク
りん酸全量 十三〇〇	空素全量 四四〇	りん酸全量 五五〇	空素全量 七七〇	りん酸全量 六六五	空素全量 八八〇	りん酸全量 六六〇	六〇	六〇	六〇	ク
ク	のとおり	公定規格	のとおり	のとおり	のとおり	のとおり	のとおり	のとおり	のとおり	北陽油脂株式会社 境港市渡町一一九
ク	境港市昭和町 一一一九	社団法人境港水産加工汚 水処理公社	境港市昭和町 一一一九	有限会社錦海化成 境港市弥生町二二〇六	有 限 会 社 錦 海 化 成 境 港 市 弥 生 町 二 二 〇 六	境港市弥生町七一三	境港市弥生町七一三	境港市弥生町二二〇六	境港市弥生町二二〇六	境港市弥生町二二〇六
ク	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	北陽油脂株式会社 境港市渡町一一九

鳥取県告示第二百七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十一年四月十三日

鳥取県知事  
片山善博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(ペーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県第 五一九号	配合肥料	鳥取米有機工 ース一号	窒 素全量 りん酸全量 八〇〇 のとおり	三〇〇 公定規格 会	鳥取県農業協同組合連合 会	
加里 全量	三・〇					
鳥取市末広温泉町七二四						
						平成十年九月三十日

鳥取県告示第二百七十六号

中山町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業松河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五

鳥取県教育委員会委員長

一  
日時  
平成十  
一年四月十六日(金)  
午後三時

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した

平成十一年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長

四

三端

鳥文集和事  
告  
山  
善

三

十一

号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年四月十三日

## 総覽に供する書類

卷之三

平成十一年四月十四日か

卷之三

三  
総覽に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

卷之三

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した

二 場所 鳥取市東町一丁目1171 鳥取県庁教育委員会教育委員室  
 三 議題

- 1 鳥取県スポーツ振興審議会委員の解職について
- 2 その他

## 病院局告示

平成11年4月13日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

### 鳥取県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和17年法律第119号）第111条の1の規定により、  
 鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり  
 委託したので、地方公営企業法施行令（昭和17年政令第401号）第117条の四  
 第一項の規定により告示する。

平成十一年四月十一日

鳥取県営病院事業管理部職務代理者  
 鳥取県病院局嘱託 井 宏 叨

一 委託の相手  
 株式会社コアズ九州事業本部

二 委託年月日  
 平成十一年四月一日

三 委託年月日  
 平成十一年四月一日

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成11年6月1日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理  
 を開始する。

## 鳥取県庁 講堂

1項の規定により彌銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

## 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全 関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間

## 3 受験申込手続

次の書類を平成11年4月13日（火）から同年5月11日（火）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成11年5月11日（火）までの消印のあるものに限り受け付け。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

(3) 写真（手写型とし、出願前6か月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 7,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。

銃砲刀剣類持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第

平成11年4月13日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

## 1 講習の種別及び受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による彌銃又は空氣銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成11年5月20日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 第1会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成11年5月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

平成11年4月13日 火曜日

1 経験者講習 3時間	(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで
(2) 講習科目	2 実施場所
ア 猿銃及び空気銃の所持に関する法令	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
イ 猿銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、	3 講習事項
4 考査	(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。 (2) 警備業務その他の警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。 (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
5 受講申込手続	初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
6 講習受講手数料及びその納付方法	(1) 講習受講手数料 ア 初心者講習 6,600円 イ 経験者講習 2,700円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
7 携行品	筆記用具及び印鑑
警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。	平成11年4月20日（火）から同月30日（金）まで（郵送による場合は、平成11年5月1日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。）
平成11年4月13日	5 受講申込書の受付期間
鳥取県公安委員会委員長 上 田 勉	6 受講申込書の提出先 (1) 県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署 (2) 県外に住所を有する者 〒680-8520
1 実施日時	7 受講申込書の提出部数等 (1) 受講申込書は正副2通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、

平成11年4月13日 火曜日 鳥取県公印

無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。

(2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。

ア 4の(1)に該当する者にあっては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 4の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証の写し

ウ 4の(3)に該当する者にあっては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務

従事証明書

8 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正

本の下部欄外の余白に付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。

エ 意見を述べる理由

(2) 提出期限

平成11年4月27日

(3) ☎ 680-8570

鳥取市東町一丁目220

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109

号）第8条第2項において準用する第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従うよう命ずることについて意見を聽きたいので、次のとおり公告する。

平成11年4月13日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篠 篤

1 効告の概要  
(1) 効告の相手方  
株式会社ヤマダ電機

(2) 効告に係る第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド鳥取店  
鳥取市古海678-1ほか

(3) 効告の内容  
届出に係る店舗面積（2,551m<sup>2</sup>）を1,300m<sup>2</sup>以下とすること。

(4) 効告年月日  
平成11年4月1日

2 意見の提出方法  
(1) 提出書類

意見の内容を記載した書面及び次の事項を記載した書面

ア 氏名又は名称及び住所  
イ 事業者にあっては、その事業の種類  
ウ 略歴（法人及び団体にあっては、事業の沿革）

エ 意見を述べる理由

(2) 提出期限

平成11年4月27日

(3) ☎ 680-8570

鳥取市東町一丁目220

鳥取県大規模小売店舗審議会（鳥取県商工労働部経営流通課）